を「特定候補者」に改め、同号ロ中「当該公職の候補者」を「当該特定候補者」に、「第八十六条の二第九項前段」を「第八十六条の二第九項」に、「係る候補者」を「係る当該特定候補者」に改め、同号ハ及び同条第三項中「公職の候補者」を「特定候補者」に改め、同条第四項中「、公職の候補者」を「、特定候補者」に、「その者」を「当該特定候補者」に、「第八十六条の二第九項前段」を「第八十六条の二第九項」に、「係る候補者」を「係る当該特定候補者」に改める。

第百九条の七第一項中「(同項の通常葉書」の下に「(以下この条において「特定通常葉書」という。)」を加え、「において同項の通常葉書」を「において特定通常葉書」に改め、同条第二項中「公職の候補者(」を「衆議院小選挙区選出議員又は参議院議員の選挙における公職の候補者(参議院比例代表選出議員の選挙における候補者たる参議院名簿登載者で法第八十六条の三第一項後段の規定により優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び当選人となるべき順位が参議院名簿に記載されているものを除く。)」に、「前条第二項」を「前条第二項第一号」に改め、「同項第一号中」を削り、「同項第二号中」の下に「「三万五千枚」とあるのは「五万枚」と、」を加える。

第百十条中「、参議院名簿登載者」の下に「(法第八十六条の三第一項後段の規定により優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び当選人となるべき順位が参議院名簿に記載されている者を除く。)」を加える。

第百十条の二第一項中「同条第一項第一号の立札及び看板の類」の下に「(以下この条において「特定立札及び看板の類」という。)」を加え、「同条第十四項の立札及び看板の類」を「特定立札及び看板の類」に改め、同条第二項中「公職の候補者(」を「衆議院小選挙区選出議員又は参議院議員の選挙における公職の候補者(参議院比例代表選出議員の選挙における候補者たる参議院名簿登載者で法第八十六条の三第一項後段の規定により優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び当選人となるべき順位が参議院名簿に記載されているものを除き、」に改め、「者に限る」の下に「。以下この項及び次項において「特定候補者」という」を加え、「同項の」を「前項の」に、「同項に規定する立札及び看板の類」を「特定立札及び看板の類」に、「に当該立札及び看板の類」を「に当該特定立札及び看板の類」に、「当該公職の候補者」を「当該特定候補者」に改め、同条第三項中「公職の候補者」を「特定候補者」に、「同項の立札及び看板の類」を「特定立札及び看板の類」に改める。

第百十条の三中「公職の候補者」を「衆議院小選挙区選出議員又は参議院議員の選挙における公職の候補者(参議院比例代表選出議員の選挙における候補者たる参議院名簿登載者で法第八十六条の三第一項後段の規定により優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び当選人となるべき順位が参議院名簿に記載されているものを除く。)」に改める。

第百十条の四第一項中「(同項のポスター」の下に「(以下この条において「特定ポスター」という。)」を加え、「において同項のポスター」を「において特定ポスター」に改め、同条第二項中「公職の候補者(」を「衆議院小選挙区選出議員又は参議院議員の選挙における公職の候補者(参議院比例代表選出議員の選挙における候補者たる参議院名簿登載者で法第八十六条の三第一項後段の規定により優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び当選人となるべき順位が参議院名簿に記載されているものを除き、」に改め、「者に限る」の下に「。以下この項及び次項において「特定候補者」という」を加え、「同項の」を「前項の」に、「同項に規定するポスター」を「特定ポスター」に改め、「各号に掲げる」の下に「場合の」を加え、「超える場合には」を「超えるときは」に、「)に当該ポスター」を「)に当該特定ポスター」に、「当該公職の候補者」を「当該特定候補者」に改め、同項第一号中「掲げる」の下に「場合の」を加え、「それぞれに」を「それぞれ次に」に改め、同条第三項中「公職の候補者」を「特定候補者」に改め、「掲げる」の下に「場合の」を加え、同項各号中「法第百四十三条第十四項のポスター」を「特定ポスター」に改める。

第百二十五条の三中「規定は、」の下に「衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員の選挙における」を加える。

第百三十二条の十二第一項中「で公職の候補者たる参議院名簿登載者」の下に「(法第八十六条の三第一項後段の規定により優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び当選人となるべき順位が参議院名簿に記載されている者を除く。以下この項及び次条において同じ。)」を加え、「においては」を「には」に、「以下この章」を「次条第一項」に改め、同条第二項中「規定により再び」を「場合における再び」に、「この章」を「この項及び次条」に改め、同項ただし書中「当該再立候補者」を「再立候補者」に、「ものであるときは、」を「者である場合には、当該」に改める。

附　則

(施行期日)

第一条　この政令は、公職選挙法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

(適用区分)

第二条　この政令による改正後の公職選挙法施行令(以下この条において「新令」という。)の規定(新令第九十二条第六項(第一号に係る部分に限る。)の規定を除く。)は、この政令の施行の日(次項において「施行日」という。)以後初めてその期日を公示される参議院議員の通常選挙から適用し、当該選挙の公示の日の前日までにその期日を告示される参議院議員の選挙については、なお従前の例による。

2　新令第九十二条第六項(第一号に係る部分に限る。)の規定は、施行日以後その期日を公示され又は告示される衆議院議員の選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を公示され又は告示された衆議院議員の選挙については、なお従前の例による。

(地方自治法施行令の一部改正)

第三条　地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)の一部を次のように改正する。

第百六条中「第百八条第一項及び第三項(」の下に「衆議院比例代表選出議員の選挙に関する部分及び」を加え、「、候補者届出政党に関する部分及び衆議院名簿届出政党等」を「及び候補者届出政党」に改め、同条の表第百八条第一項の項中

設置者が公職の候補者である場合においては当該公職の候補者の氏名	設置者が普通地方公共団体である場合に共団体の議請求代表者該解散請求

を

設置者が公職の候補者	設置者が普通地方公共団体
当該公職の候補者の氏名	当該普通地方公共団体の称、設置者が解散請求代表者場合には当該解散請求代表
通地方公共団体の議会においては当該普通地方公会の名称、設置者が解散である場合においては当代表者の氏名	の議会 議会の名者である者の氏名

に改める。